

【想定出題趣旨速報】

2026年度 中央大学ロースクール入試

下3法

作成：The Law School Times 編集部

【商法】

設問1について

本問は瑕疵ある株主総会決議について株主がどのような法的手段を取ることができるかを問う問題である。訴訟要件の検討、本案に関する検討が求められる。

取締役による説明の拒否が314条違反を構成するかが問題である。この点について、会社法施行規則71条についても検討をできるとなお良いと考えられる。

また、株主総会決議取消しの訴えである以上、裁量棄却についても言及しておく必要がある。

設問2について

本問は取締役の選任決議の効力が失われた場合に、その取締役が代表取締役として選任され、取引した場合にその取引の効力を問う問題である。

前提としてDが取締役にも当たらないことを認定し、甲社が無権代理に基づいて効力が帰属しないことを主張することが考えられる。

他方で乙社としては、Dが354条の表見代表取締役に当たり効力が甲社に及ぶことを主張する。このとき、本件決議の効力が無効となればDは取締役の地位も失うことから354条の「取締役」に当たらず、直接適用ができないこと、類推適用できるかを論じることが必要となる。

類推適用をする際には354条の趣旨である表見法理を丁寧に論じることが求められる。

参考判例としては最判昭和35年10月14日、浦和地裁平成11年8月6日がある。

そして類推適用を認めた場合には、「善意」の解釈など354条の要件を丁寧に検討することが必要となる。

類推適用を否定する場合には、9条の名板貸人の責任を検討することも求められる。

【民事訴訟法】

設問1について

固有必要的共同訴訟と通常共同訴訟のいずれに当たるのかについての判断基準の定立と、その適用が問われている。必要的共同訴訟にも当たらない場合には、通常共同訴訟になる。本文では、C組合の有する損害賠償請求権（民法415条）行使の場面であるから、組合員の共同行使が実体法上要求される関係にあるとして、固有必要的共同訴訟を肯定する筋が良いだろう。また、訴訟政策的観点からも組合員全員に当事者としての手続関与の機会を保障すべきであるとともに、合一確定の要請が強いという観点からの評価も可能であろう。

設問2について

選定当事者（30条）の要件充足性の問題である。

一点問題となるのは、「前条の規定に該当しないもの」（30条）という文言があるが、本文では29条の規定に該当するとして、30条の適用が排除されるのか、というところである。29条に該当しても30条の選定当事者を認める立場はあるため、この立場を採用した上で、30条の要件充足性に進みたい。

「共同の利益」の意義（多数者間に共同承認となりうる関係があり、各人の主要な攻撃防御方法が共通であること）や、当てはめを充実させると良い。

なお、本問では、組合の名ではなく、Aの名での訴訟提起であるため、29条ではなく30条の問題であることに注意が必要であろう。

設問3について

明文なき任意的訴訟担当の肯否の問題である。昭和45年11月11日判決が参考になる。

本問では選定がないため、訴訟追行権の黙示の授権が認められるのか、組合規約上のAの権限からきちんと評価・認定することが求められている。事実は少ないが、肯定的に考える筋が良いであろう。

弁護士代理の原則（54条）や訴訟信託禁止の原則（信託法10条）の趣旨を潜脱回避するおそれがないこと（潜脱要件）と、合理的必要性の要件との関係については、いかなる事実をどちらの要件に当てはめるべきかの整理に支配的考え方がない。各自の整理に基づいて一応の当てはめができていればよい。その際には、利益相反性がないことや、実体法上の地位・権限への着目が有用であろう。

【刑事訴訟法】

刑事訴訟法は、準現行犯逮捕の理解を問うものであり、要件を設問(1)、問題の所在を設問(2)、解釈とその当てはめを設問(3)で問うものであった。

設問(1)について

準現行犯逮捕の要件を理解できているかを問う問題である。ロー入試段階では書き忘れる人も多数いると考えられるが、刑訴規則143条の3にあるような、逮捕の必要性も忘れずに書くことが求められる。

設問(2)について

この問題文にある「法解釈上の問題点」という文言をそのまま捉えると、問題点のみを示せば足りるようにも思える。そう捉えると、設問(3)の「問題点についてどのような解釈論を展開することができるか」という指示とも整合がとれる。

設問(3)について

ここでは、設問(1)で立てた要件に問題文の事実を流し込む中で、解釈が必要な要件は適宜解釈を入れながら当てはめをしていくことになる。

本問で解釈が必要となる要件は、要件①のうち2号ないし4号と、要件②の時間的場所的近接性の範囲、要件③の明白性の程度となる。これらについては解釈論を展開した上で当てはめ、要件④については規則143条の3の文言に照らして当てはめることになる。

30行以内で作成しなければならないため、あまり分厚くしすぎないように気をつけなければならないが、当てはめが必要となるのは設問(3)のみであるため、しっかり事実を引用しながら論じていくことが求められる。

以上